

平成27年9月18日
府民文化部人権局

ヘイトスピーチへの対応について

1. 大阪府の状況

(1) これまでの取組み

○全国知事会や府内市町村とともに、国に対して、法による対応の検討も含めた実効性のある対策を講じることや、啓発活動の拡充を図ることを要望。

【三者要望（対法務省）】（H27.7.22）

2 人権救済等に関する法制度の確立について

（略）近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的に大きな問題となっています。国においては、ポスターやインターネット広告などによる啓発に取り組まれているところですが、更なる拡充を図ってください。また、法による対応も含め、実効性のある対策を講じてください。

○人権情報ガイド「ゆまにてなにわ vol.29」（平成27年3月発行）で、ヘイトスピーチは人権侵害であり許されないものである旨記載したほか、同年7月31日から8月2日の3日間、京セラドーム大阪の大型ビジョンでヘイトスピーチの防止に関するスポット映像を放映するなど、啓発を実施。

(2) 課題

○表現の規制：集団に対する言動を法令で規制することは、表現の自由との関係で難しい問題。

○公の施設の使用制限：地方自治法上、公の施設の利用は、正当な理由がない限り拒んではならないこととされており、ヘイトスピーチが行われる、又は、行う団体であることのみを理由に制限を行うことは困難。

(3) 今後の方針（国への要望と、着実な啓発）

○引き続き、全国知事会や府内市町村と連携して、国への要望を行っていくとともに、着実な啓発に取り組んでいく。

2. 国における取組み

○平成26年に、自民党、公明党が、それぞれプロジェクトチーム（PT）を立ち上げ。

○平成27年7月に、公明党PTが内閣府、法務省に対し、対策に関する要望書を提出。
⇒菅官房長官が、全国で被害実態調査を実施する考えを明示。（実施時期、方法は未定）

○民主党、社民党及び無所属議員らが提案した「人種差別撤廃施策推進法案」が今国会の参議院法務委員会に付託。

3. 大阪市における取組み

○平成27年5月議会に、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案」が提出されたが、継続審議となった。

【条例案の主な内容】 拡散防止措置及び認識等の公表 / 訴訟費用支援 / 審査委員会による意見聴取